

合併協議、始まる

4月1日に協議会を設置

各務原市、川島町、岐南町は、それぞれの三月議会の議決を経て四月一日「木曽川文化圏市町合併協議会」を設置しました。一般に法定合併協議会と呼ばれ、地方自治法、合併特例法の規定に基づくものです。

ここでは合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項が協議されます。合併の方式・期日、

新市の名称、新市の市役所の位置、財産の取り扱いといった基本的な事項をはじめ、新市建設計画の策定、住民負担・行政サービスの取り扱いなどを協議・調整します。この協議会で協議・調整した事項をもとに、各市町の議会の議決を経て、新市が誕生することになります。

協議会を構成する委員は、各市町の首長、助役、議会代表各二名と住民代表などの学識経験者十四名の計二十六名。会長は各務原市長、副会長は川島町長、岐南町長となっています。

幹事会設置規程・専門部会設置規程・事務局規程・財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

「合併憲章」を制定

合併協議会では第一回の会議を四月十日、各務原市産業文化センターで開催しました。この日は委嘱状の交付や委員の自己紹介の後、8つの報告事項と4つの協議事項を話し合いました。要旨は次のとおりです。

報告事項

合併協議会設置の経緯について

これまでの各市町における経緯について報告しました。

合併協議会規約について

各市町の3月議会で協議会設置が議決されたが、その規約について報告しました。

合併協議会予算について

総額3,300万2千円の平成15年度歳入歳出予算を報告しました。

木曽川文化圏 合併憲章

各務原市、川島町及び岐南町

は、合併協議を進める上で、次のように合併憲章を定めます。

第一条 対等な立場、互譲の精

規約に基づいて制定した各規程について報告しました。

協議事項

会議運営規程について

会議の進め方などを定めた規程について協議した結果、原案どおり承認されました。

会議傍聴規程について

会議の傍聴を定めた規程について協議した結果、原案どおり承認されました。

小委員会設置規程について

協議会から付託された事項を審議する小委員会の設置を定めた規程について協議した結果、原案どおり承認されました。

木曽川文化圏合併憲章について

合併協議を進める上での基本的な考え方を明らかにした「合併憲章」が承認されました。

●合併協議会の委員名簿

役職名	氏名	市町名等	選出区分
会長	森 真	各務原市	市長
副会長	野田 敏雄	川島町	町長
	伏屋 征勝	岐南町	
	横山隆一郎	各務原市	
	白木 博	各務原市	
	川瀬 勝秀	川島町	議会選出
	野田 功	川島町	
	伏屋 若司	岐南町	
	鷲田庄太郎	岐南町	
	松田 之利	各市町共通	
	広瀬 利和	各市町共通	
	星野 鉄夫	各市町共通	
	長谷川匡一	各務原市	
	武藤 孝子	各務原市	
	松原 史尚	各務原市	
	小島 雅	各務原市	
	苅谷 彰三	川島町	
	村井 宏行	岐南町	
	田中 露美	岐南町	
	松浦 紀之	岐南町	
	松原 清史	岐南町	
	長崎 利男	岐南町	
	名倉 明子	岐南町	
	小森利八郎	各務原市	
	横山 勝利	岐南町	助役
	鈴木 直和	岐南町	

学識経験者

●合併協議会の組織

合併協議会

合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う。市町の首長、助役、議会議員、学識経験者で構成

小委員会

特別な事項や専門的な分野の事項について、合併協議会から付託されたことの調査・審議を行う。協議会委員の中から会長が指名

幹事会

市町の助役、合併担当の部課長9人で構成。合併協議会に提案する事項について協議・調整を行う

事務局

市町の職員で構成。協議会を円滑に進めるため協議に必要な資料の収集・作成などを行う

専門部会

市町の職員で構成。行政分野ごとに部会をつくり専門的に協議・調整を行う

議会事務局部会

企画財政部会

総務部会

税務部会

住民部会

環境部会

福祉部会

産業部会

建設部会

上下水道部会

教育部会

消防部会

分科会

専門部会の下部組織として必要に応じ設置。より専門的で細かい事項の調整を行う

神で協議を進めます

一市二町が木曽川文化圏とい
う都市（まち）づくりのコンセ
プトを共有しながら、対等な立
場に立つて、信頼関係のもとに、
互譲の精神で合併に関する協議

を進めます。

第2条 それぞれのアイデンティ
イティを尊重しながら、地域全
体の発展を目指します

各市町は、それぞれに歴史・
文化・自然・産業・交通網など、
誇るべき優れた個性、アイデン
ティを持ち合わせています。

それらを最大限に尊重し、さら
に磨きをかけることで、新市の
全体的な発展を目指します。
また、新市建設計画では将来
町の総合計画を最大限取り入れ
るようにします。

第3条 すべての住民が等しく
高い水準のサービスを受けられ
るよう努めます

合併とは、単なる数合わせ、
あるいは人口や面積の拡大では
ありません。スケールメリット
のみを追求するのではなく、住
民の声が届く範囲の適正な規模
において、すべての住民が等し
く高い水準の行政サービスを受
けられるよう努めます。

第4条 質の高い新しい都市（ま
ち）づくりを進めます

合併を機に、情報システムの
統合や最新のIT駆使、NPO
団体を含む各種ボランタリーと
の連携など住民と行政の協働、
事業のアウトソーシングなどで
行政のスリム化・効率化を目指
し、さらに質の高い21世紀型の
都市（まち）づくりを進めます。

理想的な合併をめざします

木曽川文化圏市町合併協議会
会長（各務原市長）森 真

一市二町の合併協議会が、
和気合々の内に発足しました。

私たちは、現在と未来の世
代に責任をもつ理想的な合併
をめざしています。單なる数
合わせや、スケールメリット
の追求だけを目的としていま
せん。

木曽川文化圏という、明快
な都市（まち）づくりのコン
セプトを共有し、文化の香り
高い、身近でホットな新都市

をつくり上げます。
そのため協議会の初日、私
たちは全国で初めて、合併憲章
を満場一致で採択し、この基本
原則の下に合併協議を進めるこ
とを誓いました。

一つ、対等・互譲の精神で協
議をすすめます。

一つ、それぞれのアイデンティ
イティ（市町の個性）を尊重し
ながら、地域全体の一体感と発
展をめざします。



第1回合併協議会の席上、合併憲章を手にし、力強く握手する会長と副会長

●これまでの経緯

年月日	経緯
平成14年 11月5日	・川島町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定
13日	・川島町が各務原市に合併協議の申し入れ
25日	・各務原市議会が川島町の申し入れを受け入れることで合意
12月2日	・各務原市が川島町に合併協議の申し入れを受け入れる旨、 川島町に回答
3日	・各務原市と川島町が合併協議会準備会を設置
平成15年 1月17日	・岐南町議会が各務原市への合併協議の申し入れを決定
20日	・岐南町が各務原市に合併協議の申し入れ
22日	・各務原市議会が岐南町の申し入れを受け入れることで合意
23日	・各務原市、川島町が合併協議の申し入れを受け入れる旨、 岐南町に回答
27日	・各務原市、川島町、岐南町で「木曽川文化圏市町合併任意 協議会」を設置 ・第1回合併任意協議会を開催
2月14日	・第2回合併任意協議会を開催
3月14日、 20日、26日	・岐南町、川島町、各務原市の各議会で「木曽川文化圏市町 合併協議会」の設置議案を可決
4月1日	・「木曽川文化圏市町合併協議会」を設置
10日	・第1回合併協議会を開催